

給付日額の算定基礎となる平均標準報酬月額を支給開始日です毎月変わりません

証明書 病気休職(8割)期間中は報酬との調整により手当金が支給停止だった場合(無給から支給開始)

求めに R6.4.1~R6.4.30の勤務を要する日数(祝日1日含む)

組合員の氏名

支給を始める日	令和 6 年 4 月 15 日	当該請求月の支給対象日数 (1か月分)	22 日
期間	A 令和 6 年 4 月 1 日から 14 日まで	B 令和 6 年 4 月 15 日から 30 日まで	C 令和 年 月 日から 日まで
上記期間の支給対象日数	D 10 日	12 日	
状態	給与支給割合 休職 8 割	休職 0 割	
報酬 ①	週休日を除く	週休日を除く	支給実績
種別	本来の支給額		
給料	284,000 円	103,272 円	0 円
地域手当(1)	34,080 円	12,392 円	0 円
地域手当(2)	2,220 円	807 円	0 円
		116,471 円	① 円
減額対象	実績	支給実績	支給実績
扶養手当	18,500 円	6,727 円	0 円
住居手当	4,000 円	1,454 円	0 円
通勤手当	円	円	円
その他	円	円	円
小計 ②	22,500 円	8,181 円	円
合計(①+②)	342,800 円	124,652 円	上記期間の合計※ 124,652 円

※支給実績の合計額と給与支給総額が相違している場合の理由欄

- ・精算あり
- ・月中途の欠勤、休職または復職
- ・その他 ()

令和6年4月の勤務しなかった期間について、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 6 年 5 月 20 日 所属所長 補職名 ▲▲局▲▲部▲▲課長 担当者名 ▲▲

氏名 ▲▲▲▲▲▲▲▲ 連絡先 ×××-××××

直近の継続した12ヶ月間の標準報酬月額

5 年 9 月 ~ 6 年 4 月 (8 ヶ月)	第 23 等級	410,000 円
5 年 5 月 ~ 5 年 8 月 (4 ヶ月)	第 23 等級	410,000 円
年 月 ~ 年 月 (ヶ月)	第 等級	円

平均 ÷ 22 日 = $\frac{18,640 \text{ 円}}{10 \text{ 円未満四捨五入}} \times \frac{2}{3} = \frac{12,427 \text{ 円}}{1 \text{ 円未満四捨五入}}$

年金支給年額 円 × $\frac{1}{264} =$ 年金日額 円

障害手当金 円

支給開始前の組合員期間が12か月未満の場合は全組合員平均標準報酬月額との比較が必要となります 共済組合へお問い合わせください

共済組合事務処理欄

支給対象日	4 月	1	2	3	4	5	6	7	凡例	支給対象	○	休職(減給)	有給休暇
		8	9	10	11	12	13	14		週休日	/	欠勤・休職(全額支給)	出勤
		15	16	17	18	19	20	21		祝休日・年末年始	◎	午前半休	支給対象日ではないが支給期間延長の対象日
		22	23	24	25	26	27	28		欠勤・休職(無給)		午後半休	△
		29	30	31									

請求期間	報酬①の日額 (期間:①÷D)	報酬②の日額 (小計②÷22)	報酬日額	支給対象日数	調整後日額	支給対象日数	調整後日額	日数×調整後日額
A	11,647.10 円	818.18 円	12,465 円	日	円	日	円	円
B	0.00 円	0.00 円	0 円	12 日	12,427 円	日	円	149,124 円
C	円	円	円	日	円	日	円	円
			円未満四捨捨て	22 日				149,124 円